

大学祭総部規約

第1 章 総則

(名称)

第1 条 本総部は関西学院大学大学祭総部(英語名: KWANSEI GAKUIN University KGFES Comprehensive Organization)と称する。

(目的)

第2 条 本総部は大学祭の安定した運営のもとで関西学院大学の発展に貢献するため、毎年大学祭を開催することを目的とし、関西学院大学学生の自治意識の高揚を目指す。

(活動)

第3 条 本総部は前条の目的を達成するために主に次の活動を行う。

1. 大学祭開催の提起
2. 大学祭の企画・運営
3. 大学祭の企画・運営に対する監査および諮問
4. 新月祭実行委員会発足及び解散の大学への報告
5. 学生連盟代議員総会及び代表者会議への参加

第2 章 組織・役務

(入部資格)

第4 条 本総部の入部資格は関西学院大学学生がこれをもつ。

(設置機関)

第5 条 本総部には次の機関を置く。

1. 総会
2. 執行部
3. 情報システム統括機構
4. 新月祭実行委員会
5. 諮問委員会
6. 選挙管理委員会
7. その他、総部長が必要と認める機関・委員会

(役員)

第6 条 本総部には次の役員を設置し、執行部とする。

1. 総部長(1 名)
2. 副総部長(1 名)
3. 経理部長(1 名)

(役員の任期)

第7 条 大学祭総部役員の任期は2 月1 日より翌年1 月31 日迄の一年間とする。

(総部長の就任)

第8 条 総部長は総会において前年度新月祭実行委員会委員長を次期総部長とする人事案を議決されることによって就任する。但し、何らかの事由によって新月祭実行委員会委員長が次年度において大学祭総部に在籍できない場合は、選挙において決定される。

(副総部長・経理部長の任命・解任)

第9 条 副総部長、経理部長は総部長によって任命、解任される。

(役務)

第10 条 各役員の任務は次のとおりとする。

1. 総部長は本総部の代表を務め、本総部の運営上または大学祭に係る企画上・運営上の全てを執行し統括する。
2. 副総部長は本総部の副代表を務め、総部長が何らかの事由で執行または統括できない場合は

これを代行する。

3. 経理部長は本総部の会計を務め、当総部の運営、大学祭に係る全ての決算の監査を執行する。

第3 章 総会

(総会の設置意義)

第11 条 総会は全総部員で組織される本総部における最高機関であり、次の事項を審議、決定する。

1. 総部長
2. 大学祭総部役員
3. その他機関及び役職の設置
4. 予算案及び決算報告
5. 規約改正
6. 本総部内での提起案
7. その他重要事項

(総会開催の要件)

第12 条 総会は総部長の召集によって原則年3 回以上開催される。また、本総部部員の5 分の1 以上の発議があった場合に総部長はこれを召集する。

(総会成立の要件)

第13 条 総会は本総部員の過半数の参加により成立し、出席した本総部員の過半数の賛成で議決される。

(総会運営)

第14 条 総会の議長は副総部長が、書記は経理部長がこれに当たる。

(規約改正)

第15 条 本規約の改正は総会出席者の4 分の3 以上の賛成によって発議が成立し、改正した規約は可決直後から発効する。但し、施行日時が定められている場合はこれに従う。

第4 章 執行部

(執行部の設置意義)

第16 条 執行部は本総部全体の統括と総会によって議決された事項を執行するために設置され、当総部各機関に対して予算の割り当てを行い発言権、決定権、決裁権を持つ。

(執行部役員)

第17 条 執行部は総部長、副総部長、経理部長の3 名で組織される。

第5 章 情報システム統括機構

(情報システム統括機構の設置意義)

第18 条 情報システム統括機構は本総部が所有する全情報の管理・保持を行い、全システムの運用及びシステム改善、セキュリティ管理、システムの円滑な引き継ぎを行うために設置される。

(情報システム統括機構役員)

第19 条 情報システム統括機構には下記の役務を担う役員を設置する。

1. 情報システム統括機構機構長は、全情報、セキュリティ、システムの総責任者として、情報システム統括機構の業務を統括する。当役職は総部長によって諮問委員会に所属する者の中から1 名任命される。
2. 情報システム統括機構副機構長は、新月祭実行委員会での業務においてシステム管理や業務の効率化、新月祭実行委員会内へのシステム導入の補佐を担う。当役職は機構長によって新月祭実行委員会委員長または副委員長の中から1 名任命される。

(情報システム統括機構機構員)

第20 条 必要に応じて機構長の判断により、新月祭実行委員会または諮問委員会の中から数名機構員を任命する。

第6 章 新月祭実行委員会

(新月祭実行委員会の設置意義)

第21 条 新月祭実行委員会は大学祭に係る企画・運営・広報・渉外・会計業務を行うために設置され、新月祭実行委員会委員長の下、統括される。大学祭終了後、当年度の活動を纏めた総括を関西学院大学に提出する。なお、運営業務に関する決裁権と予算を別にもつ。

(新月祭実行委員会役員)

第22 条 新月祭実行委員会には下記の役務を担う役職を設置する。なお、下記の役職者を選出する際、下記の役職へ立候補した者はその選挙ならびに他の役職の選挙に関与することはできない。

1. 新月祭実行委員会委員長は、大学祭に係る企画・運営・広報・渉外・会計業務の総責任者として、大学祭における意思決定を行い、業務ならびに新月祭実行委員会内の統括を行う。当役職は大学祭総部総会における選挙によって選出される。
2. 新月祭実行委員会副委員長・キャンパス代表は、新月祭実行委員会委員長の下、大学祭を開催するキャンパスにおける企画・運営・広報・渉外業務の責任者として意思決定、事務室や関係各所との交渉・申請などを行い、キャンパスにおける業務ならびに新月祭実行委員会内の統括の補佐を行う。また、新月祭実行委員会委員長が何らかの事由で役務を執行できない場合、副委員長の全員一致によってその役務を代行する。当役職は選挙によって選出される。
3. 新月祭実行委員会経理局は、新月祭実行委員会委員長の下、大学祭に係る予算案作成、出納管理、補正予算案の作成、決算作業などの会計業務を行う。当役職は、選挙によって選出される。

(新月祭実行委員会への所属資格)

第23 条 新月祭実行委員会への入会資格および委員会内の所属資格は原則、当年度の新月祭実行委員会役員が定める。

第7 章 諮問委員会

(諮問委員会の設置意義)

第24 条 諮問委員会は新月祭実行委員会の業務に対し、支援及び助言を行うために設置されるが決定権は持たない。

(諮問委員会役員)

第25 条 諮問委員会には下記の役務を担う役職を設置する。

1. 諮問委員会委員長は、新月祭実行委員会に対して支援や助言を円滑に行うため諮問委員会を統括する。当役職は大学祭総部総部長が兼任する。
2. 諮問委員会副委員長は、諮問委員会における会計業務を担う。また、諮問委員会委員長何らかの事由で執行または統括できない場合はこれを代行する。当役職は大学祭総部副総部長が兼任する。

(諮問委員会への所属資格)

第26 条 原則、大学祭総部4 年生が所属資格を有する。

(諮問委員会の設置期間)

第27 条 諮問委員会の設置期間は、2 月1 日より翌年1 月31 日迄の一年間とする。

第8 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置意義)

第28 条 選挙管理委員会は、総部長によって必要と認められた役職の選挙を執行する。

(選挙管理委員)

第29 条 選挙管理委員は、諮問委員会より3 名選出される。但し、総部長および選挙の立候補者は選挙管理委員を務めることができない。

(選挙管理委員会委員長)

第30 条 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の中から互選によって選出される。

第9 章 大学祭開催の提起

(大学祭開催の提起)

第31 条 大学祭総部執行部は大学祭開催の提起を下記の通り行う。

1. 開催の提起は公示にて行う。
2. 公示は二週間行う。

(大学祭開催の提起に対する意義申し立て)

第32 条 大学祭開催の提起に対する意義申し立ては下記の通り決済を行う。

1. 異議申し立ては全関西学院大学学生の8 分の1 によって受け付ける。
2. 異議申し立てを受け付けた場合、総部長は原則7 日以内に決裁を行う。

第10 章 会計

(大学祭に係る諸経費)

第33 条 本総部の経費は大学からの助成金、その他をもってこれに充てる。

(各機関への予算配分)

第34 条 本総部各機関への予算配分は執行部にて行う。

(大学祭総部の決算処理)

第35 条 大学祭に係る諸経費は2 月末締めで決算を作成し、下記の通り監査・報告を行う。

1. 本総部の会計監査は執行部と新月祭実行委員会経理局の相互監査にてこれを行う。
2. 本総部の会計の報告は学生連盟代議員総会において行う。
3. 監査・報告後、当年度助成金の残金を関西学院大学へ返金する。

(大学祭総部の会計年度)

第36 条 本総部の会計年度は4 月1 日から翌年3 月31 日迄とする。

(新月祭実行委員会の予算保持期間)

第37 条 新月祭実行委員会の予算保持期間は4 月1 日から当年度大学祭に係る会計・決算報告までとし、
残金は全て執行部に返金する。

第11 章 補則

第38 条 1. 本規約は平成7 年6 月26 日からこれを施行する。

略

6. 本規約は2024 年12 月15 日からこれを改正施行する。

第39 条 本総部の顧問として関西学院大学学生活動支援機構副機構長(学生部長)がこれにあたる。

第40 条 本総部の細則は別にこれを定める。

大学祭総部規約に関する細則

本細則は本総部の機関・会務について定めるものである。